

平成28年6月28日

環境局環境監視部環境監視課

P C B 処理対策担当課長：宮金、係長：野田

T E L：093-582-2175

北九州 P C B 廃棄物処理施設内での P C B 汚染液の 漏洩事案に係る原因と再発防止策について

北九州 P C B 廃棄物処理施設において起こった、P C B 汚染液の基幹物流倉庫内漏洩事案について、J E S C O から本市に対し、その原因と再発防止策について報告がありましたので、お知らせします。

【J E S C O からの報告】

○ まず、本事案の概要については以下のとおりです。

- (1) P C B 汚染液を一時保管しているドラム缶は、速やかに処理設備に戻す、またはドラム缶ごと真空加熱分離等により無害化処理を行い、保管期間を極力短くする運用に努めてきた。
- (2) 今回漏洩した P C B 汚染液は、処理設備の工事に伴い配管から抜き出した廃液であり、鉄製のドラム缶に保管し、同様の廃液が一定程度集まったところで本来の処理設備に戻して処理することとしていた。
- (3) しかし、一定程度の廃液が集まらずに施設の定期点検時期を迎え、また設備の停止等により長期間保管することとなったため、漏れ防止機能を有するパレットを備えた基幹物流倉庫に保管していた。
- (4) この廃液は、主成分が木酢液により酸性 (pH=4) を呈しており、保管していたドラム缶は鉄製であったため、長期間に渡る保管中にドラム缶の腐食が徐々に進み、パレット内に漏洩した。しかし、セーフティネットが機能し、外部漏洩はなく、また倉庫内の作業環境測定の結果、作業環境基準より十分に低い濃度であることから作業員への健康影響はなかった。
- (5) 基幹物流倉庫内は中間処理エリアに比べて高いレベルの負圧管理を行い、作業員は通常入室しないこととなっており、ドラム缶の監視については、月 1 回の倉庫内クレーンの定期点検時に、室内の床面等については目視確認していた。

○ 次に、本事案の検証の結果、以下のことが原因究明として明らかになりました。

- (1) 今回漏洩した廃液は、作業安全の観点から同様の廃液が一定程度集まってから本来の処理設備に戻すこととしていたが、廃液を戻すまでの期間の見込みの甘さがあり、工事完了後速やかに本来の処理設備に戻す措置が取られていれば、このような事態が生じることはなかった。
- (2) 廃液を長期に保管することとなった場合において、廃液の性状に応じた保管容器で保管するなど漏洩に配慮した対応を行っていれば、漏洩するまでに至らなかった。
- (3) 基幹物流倉庫内のドラム缶について、一つ一つをきめ細かく異常がないか確認していれば、滲み程度の発見で防げた可能性があった。
- (4) ドラム缶の漏洩事案は他事業所でも発生しており、その事案を踏まえた対策は講じていたが、基幹物流倉庫にまで拡げて水平展開していれば、適切な対応が期待できた。

(5) 本事案の初期対応等の処置については適正に実施されたものの、P C B 処理関係者・関係機関への報告の迅速性に課題が見られた。

○ これらの原因に対する再発防止策について、以下のとおり取り組むこととしております。

- (1) ドラム缶に一時保管した廃液は、速やかに処理設備に戻す、または無害化処理を行う等の作業指示を適切に行うとともに履行確認を行い、保管期間を極力短くする適切な管理を徹底する。
- (2) やむを得ず長期に保管せざるを得ない場合には、ドラム缶にビニールによる内貼りの措置や、より耐腐食性の高いステンレス製のドラム缶を用いるなど、漏洩しない措置を講じる。
- (3) 基幹物流倉庫内において廃液を保管するドラム缶については、その全数を毎月目視確認するとともに、保管物の性状や充填日等の情報を毎月チェックするなど、確実に保管期間を確認する。
- (4) また、他事業所におけるトラブル事案の水平展開について、これまで以上に幅広く対応していくほか、トラブル事案の報告については、P C B 処理に従事する社員全員に対して、改めて迅速に行うよう指導・教育を行う。

【国の対応】

○ 今回の事案を受けて、国においても、再発防止策を徹底させるべく以下のように取り組み、安全確保体制を確かなものにするとしております。

- (1) 北九州 P C B 処理事業所への定期的な立入時における廃液保管物の保管体制等の確認・検査
- (2) 事業所内の廃液保管体制や状況について J E S C O 本社を通じての報告徴収・指導監督、及び再発防止の履行状況に関する市との協議

【市の対応】

○ さらに、本市としても、安全確保体制を徹底する観点から、以下のとおり監視指導体制を強化していきます。

- (1) 廃液保管物の性状や充填日、保管期間等の保管物管理情報や、廃液管理計画など細かな内容にまで至る報告徴収等の実施
- (2) 立入検査の範囲・対象物を拡大し、基幹物流倉庫内におけるドラム缶の保管状況まで入念にチェックするなど監視レベルを上げる

○ 今後は、J E S C O に対して本報告に基づく再発防止策を直ちに実行させるとともに、国、本市においても、チェックを通じて履行を担保し、三者で安全確保体制を徹底してまいります。

(別添資料) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社報告書

(本件に関する問い合わせ先)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 P C B 処理事業所

所長：安井、副所長：宗佐、安全対策課長：渡辺

電話：093-752-1188